

## **[事案 25-77] 転換契約無効請求**

・平成 26 年 1 月 29 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明義務違反を理由に、転換後契約を取り消し、転換前契約に戻すことを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 25 年 3 月、平成 6 年 4 月に契約していた定期保険特約付終身保険を、存続契約（終身保険）と転換後契約（利率変動型積立保険）に分割転換したが、以下の理由により、転換後契約を取り消し、転換前契約に戻してほしい。

- (1) 比較検討資料の内容説明がないまま分割転換した。
- (2) 募集人に分割転換後の毎月の支払保険料はいくらになるか何度も確認したが、存続契約について引き続き支払いが必要であることの説明をせず、毎月の支払保険料は転換後契約の分のみであると誤説明を行った。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人および同行した職員は、設計書・転換比較表・その他資料等をもとに、申立人に分割転換後の保障内容や保険料の支払いについての説明を複数回行った。
- (2) 存続契約の保険料と転換後契約の保険料の支払いが必要なことは、(1) 記載の募集資料にも明記されている。
- (3) 以上から、虚偽説明や説明不十分など、申立人が錯誤に陥り本分割転換が無効となるような事情はない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

#### **1. 申立人の主張の法的整理**

申立人の主張は、保険会社の説明義務違反を理由に、消費者契約法第 4 条にもとづく転換後契約の取消し、あるいは錯誤による無効（民法 95 条）を求めるものと判断する。

#### **2. 説明義務違反について**

- (1) 説明義務とは、契約締結にあたり、一般人において契約締結意思を決定する上において重要な事実を告げなければならないことを意味し、この説明は必ずしも口頭でなされる必要はなく、内容によっては文書でなされればよい。
- (2) 事情聴取において申立人は、分割転換した場合、転換後契約の残存契約である存続契約が存続する 1 年間は、存続契約および転換後契約の保険料を二重に支払うことになるが、そのことは分かっていたと述べている。

更に、事情聴取において募集人も、分割転換した場合の保険料の総額については、設計書を用いて説明をしたと述べており、そのことは、同設計書に存続契約および転換後契約のそれぞれの保険料が明記されていることから推認できる。

- (3) 以上のような事情から、分割転換後の保険料の総額についての説明義務違反の事実を認めることはできず、これを覆すに足りる証拠もないことから、それを理由とする消費者契約法第4条にもとづく取消しの主張は認められない。
- (4) また、上記事実を考慮すると、契約時、申立人において、残り1年間存続契約の保険料を支払わなくても良いとの錯誤があったと認めることはできない。仮に申立人に錯誤の事実が認められるとしても、分割転換した場合の保険料総額は、容易に知り得ることができることから、申立人には錯誤に陥ったことにつき重大な過失があると認められるので、無効を主張することはできない。